

# 第1章 総 則

- 第 1 節 計画の策定方針
- 第 2 節 関係機関等の業務大綱
- 第 3 節 町の概況
- 第 4 節 災害危険性
- 第 5 節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、町域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び福智町防災会議条例（平成18年条例第14号）第2条の規定に基づき、福智町防災会議が作成する計画である。

本計画は、町、県、国、関係機関、公共的団体及び町民が、その有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

この実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるものとする。

また、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現により、町民福祉の確保に万全を期する。

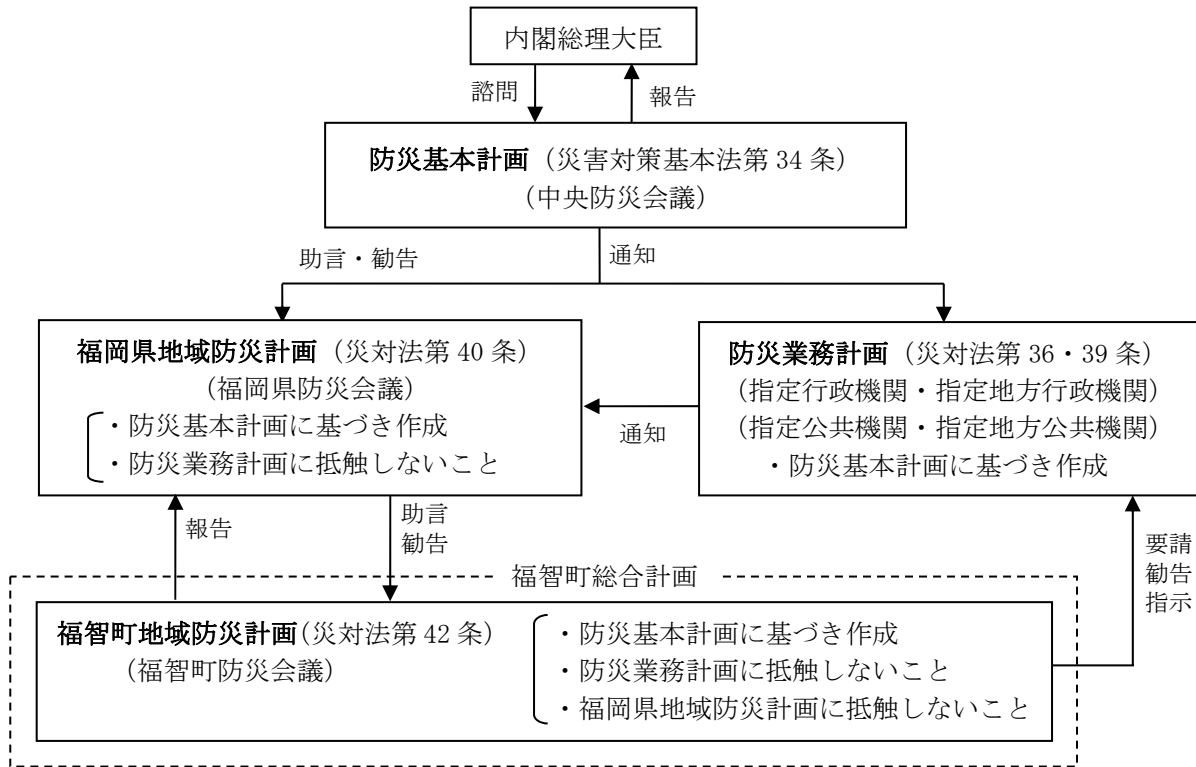
### 第2 計画の位置づけ

本計画は、町の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び町民が分担処理すべき事務・業務又は任務を明確にした基本的かつ総合的な計画である。

なお、本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災による地震・原子力等による被害を教訓に修正された国の防災方針である「防災基本計画」及び「福岡県地域防災計画」との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた本町独自の計画である。

#### 『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 町民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針としての役割



### 第3 見直しの背景と方針

#### 1 見直しの背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や近年の風水害等を教訓として、国は平成23年12月27日に防災基本計画を修正し、公表した。この修正計画では、東日本大震災をふまえた地震・津波対策の抜本的強化を図ること等を基本とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したうえで、津波に強いまちづくり、国民への防災知識の普及、津波警報等の伝達及び避難体制確保をはじめ、避難所等における生活、警報や避難勧告、実践的な避難計画等の観点から見直しが図られている。さらに、国は平成24年9月6日に、大規模広域災害への対策の強化、原子力災害対策の強化をかけるため、防災基本計画を修正し、公表した。

また、東日本大震災以降、災害対策基本法が平成24年、平成25年の二度にわたって一部改正された。平成24年6月では、東日本大震災の課題を踏まえ、いつ起こるかわからない大規模広域災害に備えるための措置のうち緊急を要するものとして、即応力の強化、被災者対応の改善、教育伝承、地域の防災力の向上等について改正された。平成25年6月では、前年の改正時に引き続き検討すべきとされた諸課題をふまえ、大規模な広域災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取り組み等について、さらなる改正等が実施された。

一方、福岡県では、平成23年度に地震や津波に関する防災アセスメント調査を実施し、地域防災計画の修正に取り組み、平成24年5月30日に福岡県地域防災計画（震災対策編から地震・津波対策編に名称を変更）を修正し、公表した。この修正計画では、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を取り入れ、地域防災力の強化を図りつつ、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に取り組むこととしている。

こうした国、県の修正状況等をふまえ、本町においても災害対策基本法第42条に基づき「福智

町地域防災計画」の見直しを行うものである。

## 2 見直しの方針

### ①情報収集・伝達体制の強化

住民が避難を開始するためには、“避難を促す情報”を得ることが第一に必要であり、多重・多様の情報伝達手段を拡充することを基本とし、以下の観点から情報収集・伝達体制を強化する。

- ・災害・被害状況、二次災害の発生状況等の早期収集・集約、伝達体制の強化
- ・避難勧告等基準の見直しと伝達体制・手段の確立・強化
- ・災害に強い多様な情報伝達手段の活用・拡充

### ②避難支援、避難所運営体制の強化

速やかな避難、中長期の避難生活への対応を図ることを基本とし、次の観点から避難体制を強化する。

- ・指定緊急避難場所の指定、指定避難所の見直し、避難計画の策定
- ・住民避難の促進、自主防災組織等を中心とした避難所の運営体制の確立
- ・飲料水、食糧、資機材等備蓄物資の拡充・整備
- ・要配慮者・避難行動要支援者への避難支援と福祉避難所における運営体制の整備
- ・避難所等における女性や子育て家庭など生活者の多様なニーズ等への配慮

### ③防災知識の普及・啓発及び地域防災力の強化

災害の状況を正しく予測し、行動できるよう平常時から啓発、教育、訓練を行うことを基本とし、以下の観点から住民、自主防災組織、事業所等の防災対応能力を強化する。

- ・学校における児童・生徒に対する防災教育の実施、防災体制の充実
- ・住民一人ひとり、家庭、職場、運転時における心得、とるべき措置などの啓発
- ・防災活動を支える防災人材、自主防災組織、事業所や団体の育成・体制の強化

### ④職員の初動対応、災害対策本部の設置・運営の強化

災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、地域防災計画等に基づき速やかに所定の配備につき、迅速な災害応急対策がとれることを基本とし、以下の観点から職員の初動対応、災害対策本部の設置・運営体制を強化する。

- ・災害対策本部の設置・運営の強化のための訓練等の充実
- ・自主防災組織等と連携した地域ごとの災害対応力の強化
- ・業務継続計画の策定

### ⑤各種災害予防・応急対策の推進

福岡県地域防災計画等との整合性を図るため、以下に示すような予防・応急対策についても推進、強化する。

- ・液状化災害対策及びため池施設に対する安全対策の強化
- ・災害ボランティアの活動内容及び町の対応の明確化
- ・男女共同参画の視点からの災害対応の周知・強化
- ・原子力災害における避難等の情報収集伝達、緊急避難体制の整備、広域的避難への対応
- ・被災者のメンタルケア、被災者の住宅対策等の支援体制の強化

## 第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

### ■計画の構成

| 構 成 |                     | 内 容   |
|-----|---------------------|---|
| 本編  | 第1章<br>総 則          | 町及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。  |
|     | 第2章<br>災害予防計画       | 災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するために平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。 |
|     | 第3章<br>風水害応急対策計画    | 風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。   |
|     | 第4章<br>震災応急対策計画     | 地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策等を定めたもの。   |
|     | 第5章<br>大規模事故等応急対策計画 | 地震や風水害以外の災害発生後における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に町及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。   |
|     | 第6章<br>災害復旧復興計画     | 災害応急対策以降において、町民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。  |
| 資料編 |                     | 上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。  |

## 第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを福智町防災会議において修正する。

## 第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なもの、あるいは間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

本町を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

### 第1 町

#### ■風水害、地震災害

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
| 福 智 町 | <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 防災会議に係る事務に関すること</li> <li>② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること</li> <li>③ 防災施設の整備に関すること</li> <li>④ 防災に係る教育、訓練に関すること</li> <li>⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること</li> <li>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること</li> <li>⑧ 給水体制の整備に関すること</li> <li>⑨ 他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること</li> <li>⑩ 管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること</li> <li>⑪ 住民の自発的な防災活動の促進に関すること</li> <li>⑫ 災害危険区域の把握に関すること</li> <li>⑬ 各種災害予防事業の推進に関すること</li> <li>⑭ 防災知識の普及・啓発に関すること</li> <li>⑮ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること</li> <li>⑯ 企業等の防災対策の促進に関すること</li> <li>⑰ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること</li> <li>⑱ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</li> <li>⑲ 帰宅困難者対策の推進に関すること</li> <li>⑳ 調査・研究に関すること</li> <li>㉑ 防災まちづくりに関すること</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 水防・消防等応急対策に関すること</li> <li>② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること</li> <li>③ 避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに緊急避難場所・避難所の開設に関すること</li> <li>④ 災害時における文教、保健衛生に関すること</li> <li>⑤ 災害広報及び被災者からの相談に関すること</li> <li>⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること</li> <li>⑦ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること</li> <li>⑧ 復旧資機材の確保に関すること</li> </ol> |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 災害対策要員の確保・動員に関する事</li> <li>⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関する事</li> <li>⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事</li> <li>⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事</li> <li>⑬ 被災宅地の応急危険度判定の実施に関する事</li> <li>⑭ 災害ボランティアの活動支援に関する事</li> <li>⑮ 町所管施設の被災状況調査に関する事</li> <li>⑯ し尿・がれき・ごみの処理に関する事</li> <li>⑰ 被災証明等に関する事</li> <li>⑱ 清掃に関する事</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事</li> <li>② 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事</li> <li>③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事</li> </ul> |

■原子力災害

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱   |
|-------|---|
| 福 智 町 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事</li> <li>② 教育及び訓練の実施に関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害状況の把握及び伝達に関する事</li> <li>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施の協力に関する事</li> <li>③ 糸島市の住民等の避難受入れに係る協力に関する事</li> <li>④ 町民の緊急避難に関する事</li> <li>⑤ 町民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限に関する事</li> <li>⑥ 町民等への汚染農水産物等の出荷制限等に関する事</li> <li>⑦ 被ばく者の診断及び措置への協力に関する事</li> </ul> <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質による汚染の除去に関する事</li> <li>② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事</li> <li>③ 各種制限措置の解除に関する事</li> <li>④ 損害賠償の請求等に必要資料の整備に関する事</li> <li>⑤ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減に関する事</li> <li>⑥ 文教対策に関する事</li> </ul> |

第2 消防本部

| 機関の名称    | 事務又は業務の大綱  |
|----------|--|
| 田川地区消防本部 | <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風水害、火災等の予防に関する事</li> <li>② 消防力の維持向上に関する事</li> </ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | ③ 市町村と共同での地域防災力の向上に関する事<br>④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関する事<br>⑤ 防災知識の普及に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 災害に関する情報収集、伝達に関する事<br>② 風水害、火災等の警戒、防御に関する事<br>③ 消防活動に関する事<br>④ 救助・救急活動に関する事<br>⑤ 避難活動に関する事<br>⑥ 行方不明者の調査、捜索に関する事<br>⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関する事 |
|--|---|

### 第3 消防団

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱  |
|--------|--|
| 福智町消防団 | (災害予防)<br>① 風水害、火災等の予防に関する事<br>② 団員の能力の維持・向上に関する事<br>③ 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 風水害、火災等の警戒、防御に関する事<br>② 消防活動に関する事<br>③ 救助・救急活動に関する事<br>④ 避難活動に関する事<br>⑤ 行方不明者の捜索に関する事<br>⑥ 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事 |

### 第4 自主防災組織

| 機関の名称               | 基本的責務  |
|---------------------|--|
| 自主防災組織<br>(行政区単位対応) | (災害予防・災害応急対策)<br>① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関する事<br>② 出火防止及び初期消火に関する事<br>③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力に関する事<br>④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務等に関する事<br>⑤ その他応急対策全般についての協力に関する事 |

### 第5 県

#### ■風水害、地震災害

| 機関の名称                         | 事務又は業務の大綱  |
|-------------------------------|--|
| 福岡県<br>(県本庁、教育庁及び<br>田川県税事務所、 | (災害予防)<br>① 防災会議に係る事務に関する事<br>② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 |



| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
| 田川保健福祉事務所、<br>田川児童相談所、<br>筑豊労働者支援事務所、<br>飯塚中小企業振興事務所、<br>飯塚農林事務所、<br>北部家畜保健衛生所、<br>田川県土整備事務所) | ③ 防災施設の整備に関する事<br>④ 防災に係る教育、訓練に関する事<br>⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事<br>⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事<br>⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事<br>⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事<br>⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事<br>⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事<br>⑪ 防災知識の普及に関する事<br>⑫ 要配慮者の安全確保に関する事<br>⑬ 緊急消防援助隊調整本部に関する事<br>⑭ 企業等の防災対策の促進に関する事<br>⑮ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事<br>⑯ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事<br>⑰ 帰宅困難者対策の推進に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事<br>② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事<br>③ 被災児童・生徒に対する応急教育の実施に関する事<br>④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事<br>⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事<br>⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事<br>⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事<br>⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事<br>⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事<br>⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事<br>⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事<br>⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事<br>⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事<br>⑭ 県所管施設の被災状況調査に関する事<br>(災害復旧)<br>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事<br>② 物価の安定に関する事<br>③ 義援金品の受領、配分に関する事<br>④ 災害復旧資機材の確保に関する事<br>⑤ 災害融資等に関する事 |

■原子力災害

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱   |
|--|---|
| 福 岡 県<br>(県本庁、教育庁及び<br>田川県税事務所、<br>田川保健福祉事務所、<br>田川児童相談所、<br>筑豊労働者支援事務所、<br>飯塚中小企業振興事務所、<br>飯塚農林事務所、<br>北部家畜保健衛生所、<br>田川県土整備事務所) | <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子力防災体制の整備に関する事</li> <li>② 通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事</li> <li>③ 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備に関する事</li> <li>④ 環境条件の把握に関する事</li> <li>⑤ 原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事</li> <li>⑥ 教育及び訓練の実施に関する事</li> <li>⑦ 事故発生時における国、市町村等との連絡調整に関する事</li> <li>⑧ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害状況の把握及び伝達に関する事</li> <li>② 緊急時の環境放射線モニタリングの実施に関する事</li> <li>③ 市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言に関する事</li> <li>④ 緊急医療本部の設置・運営に関する事</li> <li>⑤ 被ばく者の診断及び措置に関する事</li> <li>⑥ 市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等に関する事</li> <li>⑦ 市町村長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等に関する事</li> </ol> <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放射性物質による汚染の除去に関する事</li> <li>② 放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事</li> <li>③ 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関する事</li> <li>④ 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減に関する事</li> <li>⑤ 文教対策に関する事</li> <li>⑥ 相談窓口の設置に関する事</li> <li>⑦ その他災害対策に必要な措置に関する事</li> </ol> |

第6 警察

| 機関の名称     | 事務又は業務の大綱  |
|-----------|--|
| 田 川 警 察 署 | <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害警備計画に関する事</li> <li>② 警察通信確保に関する事</li> <li>③ 関係機関との連絡協調に関する事</li> <li>④ 災害装備資機材の整備に関する事</li> <li>⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事</li> <li>⑥ 防災知識の普及に関する事</li> </ol> <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>② 被害実態の把握に関する事</li> <li>③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事</li> </ol> |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 行方不明者の調査に関する事</li> <li>⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事</li> <li>⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関する事</li> <li>⑦ 被災地、緊急避難場所・避難所、重要施設等の警戒に関する事</li> <li>⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事</li> <li>⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事</li> <li>⑩ 広報活動に関する事</li> <li>⑪ 遺体の見分・検視に関する事</li> </ul> |
|--|--|

## 第7 指定地方行政機関

### ■風水害、地震災害

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---------|--|
| 九州管区警察局 | <p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 警備計画等の指導に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事</li> <li>② 広域的な交通規制の指導調整に関する事</li> <li>③ 他の管区警察局との連携に関する事</li> <li>④ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事</li> <li>⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 警察通信の運用に関する事</li> <li>⑦ 津波警報・注意報の伝達に関する事</li> </ul>  |
| 福岡財務支局  | <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事</li> <li>② 国有財産の無償貸付等の措置に関する事</li> </ul> <p><b>(災害復旧)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体に対する災害融資に関する事</li> <li>② 災害復旧事業の査定立会い等に関する事</li> </ul>   |
| 九州厚生局   | <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害状況の情報収集、通報に関する事</li> <li>② 関係職員の現地派遣に関する事</li> <li>③ 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>  |
| 九州農政局   | <p><b>(災害予防)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 米穀の備蓄に関する事</li> <li>② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事</li> <li>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事</li> </ul> <p><b>(災害応急対策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 応急用食糧の調達・供給に関する事</li> <li>② 農業関係被害の調査・報告に関する事</li> <li>③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理に関する事</li> <li>④ 種子及び飼料の調達・供給に関する事</li> </ul> <p><b>(災害復旧)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害農業者等に対する融資等に関する事</li> <li>② 農地・施設の復旧対策の指導に関する事</li> <li>③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関する事</li> </ul> |

| 機関の名称                           | 事務又は業務の大綱   |
|---------------------------------|---|
|                                 | ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること<br>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること<br>⑥ 技術者の応援派遣等に関すること  |
| 九州農政局<br>北九州地域センター              | (災害応急対策)<br>① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること   |
| 九州森林管理局<br>(福岡森林管理署)            | (災害予防)<br>① 国有保安林・治山施設の整備に関すること<br>② 林野火災予防体制の整備に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 林野火災対策の実施に関すること<br>② 災害対策用材の供給に関すること<br>(災害復旧)<br>① 復旧対策用材の供給に関すること   |
| 九州経済産業局                         | (災害予防)<br>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること<br>② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること<br>③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること<br>(災害復旧)<br>① 生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること<br>② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること |
| 九州産業保安監督部                       | (災害予防)<br>① 鉱山の保安に関する監督指導に関すること<br>② 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること<br>② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること  |
| 九州運輸局<br>(福岡運輸支局)               | (災害予防)<br>① 交通施設及び設備の整備に関すること<br>② 宿泊施設等の防災設備に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること<br>② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること<br>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること<br>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること<br>⑤ 緊急輸送命令に関すること     |
| 大阪航空局<br>(福岡空港事務所、<br>北九州空港事務所) | (災害予防)<br>① 指定地域上空の飛行規制等の周知徹底に関すること<br>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること   |

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱  |
|--|--|
|  | ② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること   |
| 福岡管区気象台  | <p>(災害予防)</p> <p>① 地震・津波、台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設を整備すること</p> <p>② 地震・津波、気象等に関する防災知識の普及に関すること</p> <p>③ 緊急地震速報・津波警報・注意報及び地震・津波情報、気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 緊急地震速報・津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表・伝達すること</p> <p>② 二次災害防止のため、気象・地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)・水象等に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること</p> <p>③ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること</p> |
| 九州総合通信局  | <p>(災害予防)</p> <p>① 非常通信体制の整備に関すること</p> <p>② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p> <p>④ 災害時における通信機器の貸し出しに関すること</p>  |
| 福岡労働局  | <p>(災害予防)</p> <p>① 事業所における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること</p>  |
| 九州地方整備局<br>(遠賀川河川事務所、<br>田川出張所、<br>北九州国道事務所、<br>筑豊維持出張所) | <p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <p>① 気象観測通報についての協力に関すること</p> <p>② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること</p> <p>③ 災害危険区域の選定または指導に関すること</p> <p>④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること</p> <p>⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること</p> <p>⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること</p> <p>⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること</p> <p>⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</p>  |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱  |
|-------|--|
|       | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 洪水予警報及び水位到達情報の発表及び伝達に関すること</p> <p>② 水防活動の指導に関すること</p> <p>③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</p> <p>④ 災害広報に関すること</p> <p>⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること</p> <p>⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること</p> <p>⑦ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること</p> <p>⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること</p> <p>⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること</p> <p>⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること</p> <p>⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること</p> <p>② 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</p> |

■原子力災害

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱   |
|---------|---|
| 九州管区警察局 | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること</p> <p>② 広域的な交通規制の指導調整に関すること</p> <p>③ 災害に関する情報収集及び連絡調整に関すること</p>   |
| 福岡財務支局  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること</p>  |
| 九州厚生局   | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 独立行政法人国立病院機構への救護班の出動要請及び連絡調整に関すること</p> <p>② 独立行政法人国立病院機構への被災傷病者の収容、治療の要請に関すること</p>   |
| 九州農政局   | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜水産物等への影響に係る情報収集等及び安全性確認のための指導に関すること</p> <p>② 災害時における応急用食糧等の確保等に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関すること</p> <p>② 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物等の移動制限及び解除に関する指導に関すること</p> |

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱   |
|--|---|
| 九州農政局<br>北九州地域センター                                       | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時の食糧の供給指導、緊急引き渡しの措置に関すること</p> <p>② 汚染米の移動規制及び処理に関すること</p>  |
| 九州森林管理局<br>(福岡森林管理署)                                     | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 国有林野・国有林産物の状況の把握に関すること</p>   |
| 九州経済産業局  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 原子力発電所の安全確保及び原子力防災に係る指導監督に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p>                             |
| 九州産業保安監督部  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 危険物等の保安確保に関すること</p>  |
| 九州運輸局<br>(福岡運輸支局)  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における輸送用車両の斡旋、確保に関すること</p> <p>② 災害時における船舶の斡旋、確保に関すること</p> <p>③ 自動車運送業者に対する運送命令等に関すること</p> <p>④ 運送の安全確保に関する指導</p> |
| 大阪航空局<br>(福岡空港事務所<br>北九州空港事務所)                           | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること</p> <p>② 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>  |
| 福岡管区気象台  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること</p> <p>② 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供</p>                 |
| 九州総合通信局  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>                           |
| 福岡労働局  | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</p> <p>② 労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること</p>   |
| 九州地方整備局<br>(遠賀川河川事務所、<br>田川出張所、<br>北九州国道事務所、<br>筑豊維持出張所) | <p>(災害予防)</p> <p>① 国管理の国道、一級河川の管理及び調整に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 交通規制及び輸送路の確保に関すること</p>   |

## 第8 自衛隊

## ■風水害、地震災害

| 機関の名称                    | 事務又は業務の大綱   |
|--------------------------|---|
| 陸上自衛隊<br>第四師団<br>(飯塚駐屯地) | (災害予防)<br>① 災害派遣計画の作成に関する事<br>② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事<br><br>(災害応急対策)<br>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事<br>② 被災者の救出、負傷者の救護、行方不明者等の支援に関する事 |

## ■原子力災害

| 機関の名称                    | 事務又は業務の大綱  |
|--------------------------|--|
| 陸上自衛隊<br>第四師団<br>(飯塚駐屯地) | (災害応急対策)<br>① 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関する事<br>② 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関する事<br>③ その他災害応急対策の支援に関する事 |
| 航空自衛隊<br>西部航空方面隊         | (災害応急対策)<br>① その他災害応急対策の支援に関する事  |

## 第9 指定公共機関

## ■風水害、地震災害

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
| 九州旅客鉄道(株)<br>西日本旅客鉄道(株)   | (災害予防)<br>① 鉄道施設の防火管理に関する事<br>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保・整備に関する事<br>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事<br><br>(災害応急対策)<br>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事<br>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事<br><br>(災害復旧)<br>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事 |
| 西日本電信電話(株)<br>(北九州支店)<br>NTTコミュニケーションズ(株)<br>(株)NTTドコモ(九州支社)<br>KDDI(株)<br>ソフトバンクテレコム(株)<br>ソフトバンクモバイル(株) | (災害予防)<br>① 電気通信設備の整備と防災管理に関する事<br>② 応急復旧通信施設の整備に関する事<br><br>(災害応急対策)<br>① 津波警報、気象警報の伝達に関する事<br>② 災害時における重要通信に関する事<br>③ 災害関係電報、電話料金の減免・免除に関する事   |
| 日本銀行<br>(福岡支店、北九州支店)  | (災害予防・災害応急対策)<br>① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関する事   |



| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱   |
|--|---|
| 日本赤十字社<br>(福岡県支部)  | <p>(災害予防)</p> <p>① 災害医療体制の整備に関すること</p> <p>② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療助産等の実施に関すること</p> <p>② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること</p>  |
| 日本放送協会<br>(福岡放送局)  | <p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象・地震予報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p> |
| 西日本高速道路(株)   | <p>(災害予防)</p> <p>① 管理道路の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 管理道路の疎通の確保・整備に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災道路の復旧事業の推進に関すること</p>  |
| 日本通運(株)福岡支店<br>福山通運(株)<br>佐川急便(株)<br>ヤマト運輸(株)<br>西濃運輸(株) | <p>(災害予防)</p> <p>① 緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 復旧資機材等の輸送協力に関すること</p>   |
| 九州電力(株)<br>(田川営業所)                                       | <p>(災害予防)</p> <p>① 電力施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における電力の供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること</p>   |
| 西部ガス(株)<br>(北九州供給管理センター)                                 | <p>(災害予防)</p> <p>① ガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 導管の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>  |
| 日本郵便(株)<br>(金田郵便局、<br>赤池郵便局、)                            | <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること</p> <p>② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護</p>  |

| 機関の名称  | 事務又は業務の大綱  |
|--------|--|
| 方城郵便局) | 対策及びその窓口業務の確保に関すること<br>③ 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力に関すること |

■原子力災害

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱   |
|---|---|
| 西日本旅客鉄道(株)  | (災害応急対策)<br>① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること                         |
| 西日本電信電話(株)<br>(北九州支店)<br>NTTコミュニケーションズ(株)<br>(株)NTTドコモ(九州支社)<br>K D D I (株)<br>ソフトバンクテレコム(株)<br>ソフトバンクモバイル(株) | (災害応急対策)<br>① 災害時における通信の確保に関すること                                  |
| 日本銀行<br>(福岡支店、北九州支店)  | (災害応急対策)<br>① 通貨の円滑な供給確保に関すること<br>② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること |
| 日本赤十字社<br>(福岡県支部)   | (災害応急対策)<br>① 災害時における医療救護等の実施に関すること                               |
| 日本放送協会<br>(福岡放送局)   | (災害予防)<br>① 原子力防災知識の普及に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害情報の伝達に関すること       |
| 西日本高速道路(株)  | (災害応急対策)<br>① 災害時における道路交通の確保に関すること                                |
| 日本通運(株)福岡支店<br>福山通運(株)<br>佐川急便(株)<br>ヤマト運輸(株)<br>西濃運輸(株)  | (災害応急対策)<br>① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること                         |
| 日本郵便(株)<br>(金田郵便局、<br>赤池郵便局、<br>方城郵便局)  | (災害応急対策)<br>① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること                              |

第10 指定地方公共機関

■風水害、地震災害

| 機関の名称    | 事務又は業務の大綱   |
|----------|---|
| 西日本鉄道(株) | (災害予防)<br>① 鉄道施設の防火管理に関すること<br>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること<br>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関 |

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---|--|
|   | すること<br>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること<br>(災害復旧)<br>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること   |
| 福岡県水難救済会  | (災害応急対策)<br>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること  |
| (株)西日本新聞社<br>(株)朝日新聞西部本社<br>(株)毎日新聞西部本社<br>(株)読売新聞西部本社<br>(株)時事通信社福岡支社<br>一般社団法人<br>共同通信社福岡支社<br>(株)熊本日日新聞社福岡支社<br>(株)日刊工業新聞社西部支社 | (災害予防)<br>① 防災知識の普及に関すること<br>② 災害時における報道の確保対策に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 気象予報等の報道周知に関すること<br>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること<br>③ 災害時における広報に関すること<br>(災害復旧)<br>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること                            |
| RKB毎日放送(株)<br>(株)テレビ西日本<br>九州朝日放送(株)<br>(株)福岡放送<br>(株)TVQ九州放送<br>(株)エフエム福岡<br>(株)CROSS FM<br>ラブエフエム国際放送(株)                        | (災害予防)<br>① 防災知識の普及に関すること<br>② 災害時における放送の確保対策に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 気象・地震予報等の放送周知に関すること<br>② 避難所等への受信機の貸与に関すること<br>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること<br>④ 災害時における広報に関すること<br>(災害復旧)<br>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること |
| 公益社団法人<br>福岡県医師会  | (災害予防・災害応急対策)<br>① 災害時における医療救護の活動に関すること<br>② 負傷者に対する医療活動に関すること<br>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡調整に関すること  |
| 一般社団法人<br>福岡県歯科医師会  | (災害予防)<br>① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害時の歯科医療救護活動に関すること  |
| 公益社団法人<br>福岡県看護協会   | (災害予防)<br>① 災害看護についての研修や訓練に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 要配慮者への支援に関すること<br>② 避難所等における看護活動に関すること<br>③ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること   |
| 公益社団法人<br>福岡県薬剤師会   | (災害予防)<br>① 患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関すること<br>(災害応急対策)<br>① 災害医療救護活動に関すること   |

| 機関の名称                | 事務又は業務の大綱   |
|----------------------|---|
|                      | ② 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること<br>③ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること<br>④ 避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること<br>⑤ その他公衆衛生活動に関すること   |
| 福岡県トラック協会            | （災害予防）<br>① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること<br>（災害応急対策）<br>① 緊急・救援物資の輸送に関すること  |
| 一般社団法人<br>福岡県LPガス協会  | （災害予防）<br>① LPガス施設の整備と防災管理に関すること<br>② LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること<br>（災害応急対策）<br>① 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること<br>（災害復旧）<br>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること   |
| 社会福祉法人<br>福岡県社会福祉協議会 | （災害予防）<br>① 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること<br>② 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること<br>（災害応急対策）<br>① 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実にに関すること<br>② 災害ボランティアの活動体制強化に関すること<br>③ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取組みに関すること |

■原子力災害

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱   |
|---|---|
| 西日本鉄道(株)  | （災害応急対策）<br>① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること                   |
| 福岡県水難救済会  | （災害応急対策）<br>① 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること                          |
| (株)西日本新聞社<br>(株)朝日新聞西部本社<br>(株)毎日新聞西部本社<br>(株)読売新聞西部本社<br>(株)時事通信社福岡支社<br>一般社団法人<br>共同通信社福岡支社<br>(株)熊本日日新聞社福岡支社<br>(株)日刊工業新聞社西部支社 | （災害予防）<br>① 原子力防災知識の普及に関すること<br>（災害応急対策）<br>① 災害情報の伝達に関すること |
| RKB毎日放送(株)<br>(株)テレビ西日本<br>九州朝日放送(株)<br>(株)福岡放送<br>(株)TVQ九州放送<br>(株)エフエム福岡<br>(株)CROSS FM<br>ラブエフエム国際放送(株)                        | （災害予防）<br>① 原子力防災知識の普及に関すること<br>（災害応急対策）<br>① 災害情報の伝達に関すること |

| 機関の名称               | 事務又は業務の大綱                                |
|---------------------|--|
| 公益社団法人<br>福岡県医師会    | (災害応急対策)<br>① 災害時における医療救護等の実施に関する事       |
| 一般社団法人<br>福岡県歯科医師会  | (災害応急対策)<br>① 災害時における歯科医療救護等の実施に関する事     |
| 福岡県トラック協会           | (災害応急対策)<br>① 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関する事 |
| 一般社団法人<br>福岡県LPガス協会 | (災害応急対策)<br>① 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事      |

## 第11 広域連合・一部事務組合

| 機関の名称         | 事務又は業務の大綱                             |
|---------------|---------------------------------------|
| 下田川清掃<br>施設組合 | (災害予防・災害応急対策)<br>① 所掌事務についての防災対策に関する事 |

## 第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

### ■風水害、地震災害

| 機関の名称               | 事務又は業務の大綱  |
|---------------------|--|
| 田川地区消防署             | (災害予防・災害応急対策)<br>① 水害、火災等の予防、警戒、防御に関する事<br>② 災害に関する情報収集、伝達に関する事<br>③ 被災者の救出救護及び避難誘導に関する事<br>④ その他消防活動に関する事 |
| 田川医師会               | (災害応急対策)<br>① 医療救護及び助産活動に関する事<br>② 遺体の検案に関する事<br>③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事                                 |
| 福智町社会福祉協議会          | (災害応急対策)<br>① 災害時のボランティアの受け入れに関する事<br>② 要配慮者への救助及び生活支援活動の協力に関する事   |
| 福岡県歯科医師会<br>田川歯科医師会 | (災害応急対策)<br>① 歯科医療活動に関する事<br>② 遺体の検案の協力に関する事<br>③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整に関する事                              |
| 福岡県病院薬剤師会<br>田川薬剤師会 | (災害応急対策)<br>① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事<br>② 医薬品の調達、供給に関する事<br>③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整に関する事                     |
| 病院等経営者              | (災害予防・災害応急対策)<br>① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事<br>② 災害時における負傷者の医療、助産、救助に関する事                                      |

| 機関の名称     | 事務又は業務の大綱   |
|-----------|---|
| 社会福祉施設経営者 | (災害予防・災害応急対策)<br>① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事<br>② 災害時における入所者の保護に関する事   |
| 危険物施設等管理者 | (災害予防)<br>① 安全管理の徹底及び防災施設の整備に関する事   |
| 福岡県森林組合   | (災害応急対策)<br>① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事<br>② 林産物の災害応急対策の指導に関する事<br>③ 被災林家に対する融資及び斡旋に関する事<br>④ 林業生産資機材及び林家生活資機材の確保、斡旋に関する事  |
| 田川農業協同組合  | (災害応急対策)<br>① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事<br>② 農作物の災害応急対策の指導に関する事<br>③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関する事<br>④ 農業生産資機材及び農家生活資機材の確保、斡旋に関する事  |
| 福智町商工会    | (災害応急対策)<br>① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事<br>② 災害時における物価安定の協力に関する事<br>③ 救助物資、復旧資機材の確保の協力、斡旋に関する事   |
| 建設事業者団体   | (災害応急対策)<br>① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事<br>② 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事<br>③ 応急仮設住宅の建設の協力に関する事<br>④ その他災害時における復旧活動の協力に関する事<br>⑤ 各事業者との連絡調整に関する事   |
| 田川防犯協会連合会 | (災害応急対策)<br>① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事<br>② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事<br>③ その他災害応急対策の業務の協力に関する事   |
| 平成筑豊鉄道(株) | (災害予防)<br>① 鉄道施設の防火管理に関する事<br>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事<br>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事<br>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事<br>(災害復旧)<br>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事 |
| 西鉄バス筑豊(株) | (災害予防)<br>① 輸送施設等の防災管理に関する事<br>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事<br>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 災害時における車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事  |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱                                   |
|-------|---|
| 金融機関  | (災害応急対策)<br>① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関する事 |

■原子力災害

| 機関の名称                | 事務又は業務の大綱  |
|----------------------|--|
| 田川農業協同組合             | (災害応急対策)<br>① 農産物の出荷制限等応急対策の指導に関する事<br>② 食糧供給支援に関する事   |
| 福岡県森林組合              | (災害応急対策)<br>① 林産物に関する対策の指導に関する事  |
| 漁業協同組合連合会<br>・漁業協同組合 | (災害応急対策)<br>① 水産物の出荷制限等応急対策の指導に関する事  |
| 福智町商工会               | (災害応急対策)<br>① 救助用物資及び復旧資機材の確保、協力並びに斡旋に関する事   |
| 学校法人                 | (災害予防)<br>① 原子力防災に関する知識の普及及び指導に関する事<br>② 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 避難施設としての協力に関する事 |

■原子力事業者

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱  |
|---------|--|
| 九州電力(株) | (災害予防)<br>① 原子力発電所の防災体制の整備に関する事<br>② 原子力発電所の災害予防に関する事<br>③ 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関する事<br>④ 防災教育及び訓練の実施に関する事<br>⑤ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事<br>⑥ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備に関する事<br>⑦ 応急対策活動に要する資機材等の整備に関する事<br>⑧ 原子力防災に関する知識の普及啓発に関する事<br>(災害応急対策)<br>① 協定による緊急時における通報及び報告に関する事<br>② 緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関する事<br>③ 原子力発電所の施設内の応急対策に関する事<br>④ 緊急時医療措置の実施のための協力に関する事<br>⑤ 環境放射線モニタリングの実施に関する事<br>⑥ 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関する事<br>⑦ 相談窓口の設置に関する事<br>(災害復旧)<br>① 原子力発電所の災害復旧に関する事 |

## 第13 町民・事業所

町民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン<sup>注)</sup>の確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食糧・飲料水等の整備等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、町との物資・役務の供給協定の締結に努める。

注) サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資機材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。



## 第3節 町の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置、面積

本町は、面積 42.04km<sup>2</sup>で福岡県の中部から北東よりに位置し、直方市、北九州市、香春町、田川市、糸田町、飯塚市と接している。

#### 2 地 勢

本町は、田川盆地の北東端に位置し、町域の中央部で彦山川と中元寺川が合流し、北部へ貫流しており、これらの河川沿いには三角洲性低地が広がっている。また、本町の北東には、標高 901 mの福智山がそびえ、その山麓は北九州国定公園に指定されるなど緑豊かな自然環境に恵まれている。

##### ■本町の主な河川

| 級 別  | 水 系 | 河川名  |
|------|-----|------|
| 一級河川 | 遠賀川 | 彦山川  |
| 一級河川 | 遠賀川 | 中元寺川 |
| 一級河川 | 遠賀川 | 金辺川  |

#### 3 気 象

九州北部に位置する本町は、西九州内陸型の気候区に属し、温暖な気候である。年平均気温は 15～16℃で、内陸型地形であるため寒暖の変動が激しく、夏は猛暑になりやすい。年降水量は 1,800mm～2,400mm 前後で梅雨に一年の 3分の1以上が集中している。

添田観測所による気象観測結果（30年間）では、年降水量の平年値は 1,941.8mm、年平均気温の平年値は 15.1℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で、6月、7月に降水量が多い。

## ■本町の気象（平年値）

| 月   | 平均気温<br>(°C) | 最高気温<br>(°C) | 最低気温<br>(°C) | 平均風速<br>(m/s) | 日照時間<br>(hr) | 降水量<br>(mm) |
|-----|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|-------------|
| 1月  | 4.5          | 8.8          | 0.6          | 0.7           | 88.7         | 75.5        |
| 2月  | 5.3          | 10.2         | 1            | 0.8           | 100.6        | 88.6        |
| 3月  | 8.4          | 13.7         | 3.7          | 0.9           | 127.5        | 141.5       |
| 4月  | 13.6         | 19.7         | 8.2          | 0.9           | 166.2        | 144.7       |
| 5月  | 18.1         | 24.2         | 12.7         | 0.8           | 177.1        | 178.6       |
| 6月  | 21.9         | 27.2         | 17.5         | 0.7           | 133.9        | 329.9       |
| 7月  | 25.7         | 30.8         | 21.9         | 0.7           | 154.2        | 334.3       |
| 8月  | 26.3         | 31.8         | 22.1         | 0.7           | 172.7        | 201.0       |
| 9月  | 22.5         | 27.8         | 18.4         | 0.7           | 139.3        | 211.4       |
| 10月 | 16.8         | 22.6         | 12.3         | 0.7           | 144.5        | 86.8        |
| 11月 | 11.5         | 16.8         | 7.2          | 0.7           | 116.2        | 85.7        |
| 12月 | 6.7          | 11.5         | 2.7          | 0.7           | 104.9        | 64.0        |
| 全年  | 15.1         | 20.4         | 10.7         | 0.8           | 1626.5       | 1941.8      |

注) 統計期間は1981～2010の30年

(資料:「気象統計情報」(添田観測所)気象庁(アメダス))

## ■台風の平年値

| 項目  | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 計    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 発生数 | 0.3 | 0.1 | 0.3 | 0.6 | 1.1 | 1.7 | 3.6 | 5.9 | 4.8 | 3.6 | 2.3 | 1.2 | 25.6 |
| 接近数 |     |     |     | 0.2 | 0.6 | 0.8 | 2.1 | 3.4 | 2.9 | 1.5 | 0.6 | 0.1 | 11.4 |
| 上陸数 |     |     |     |     |     | 0.2 | 0.5 | 0.9 | 0.8 | 0.2 | 0.0 |     | 2.7  |

注1) 平年値は、1981年～2010年の30年平均

注2) 日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(資料:「気象統計情報」気象庁)

## 4 地 形

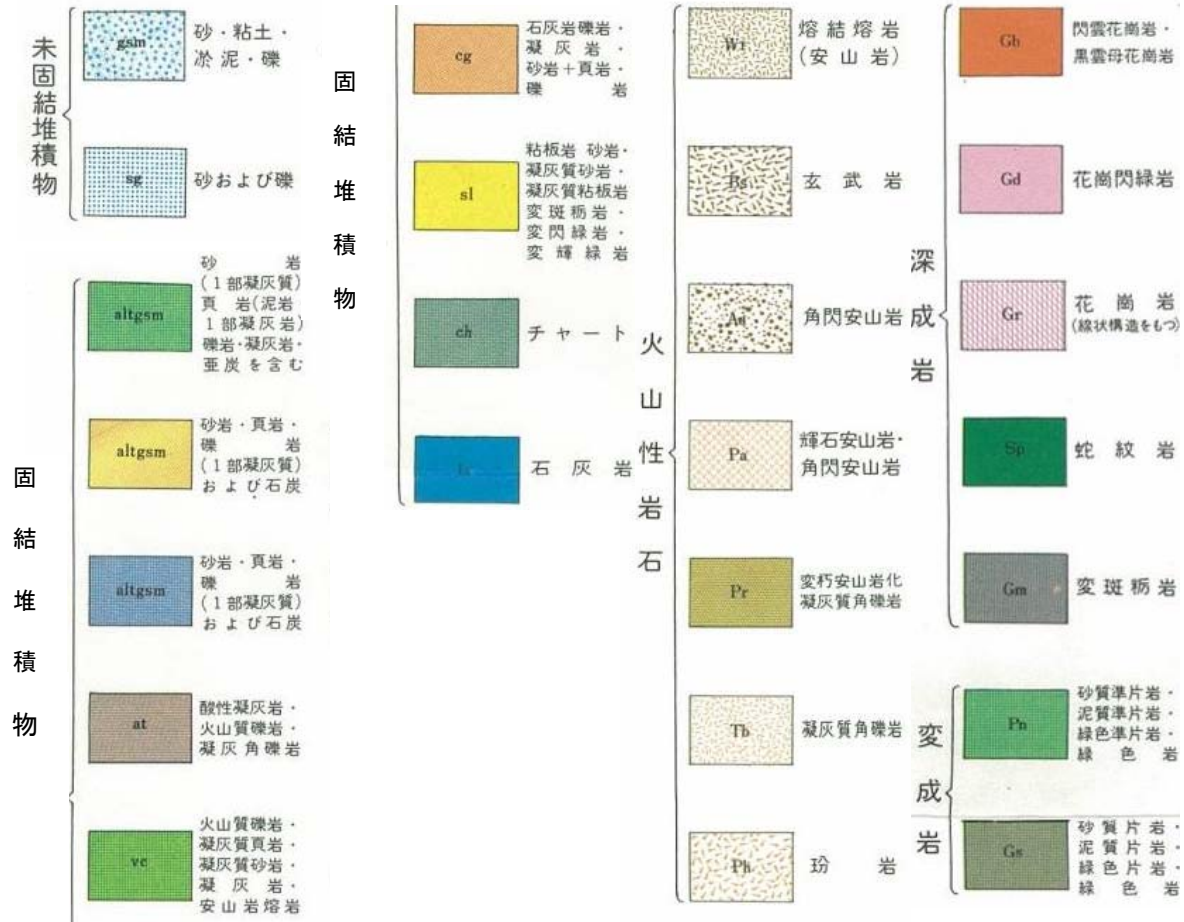
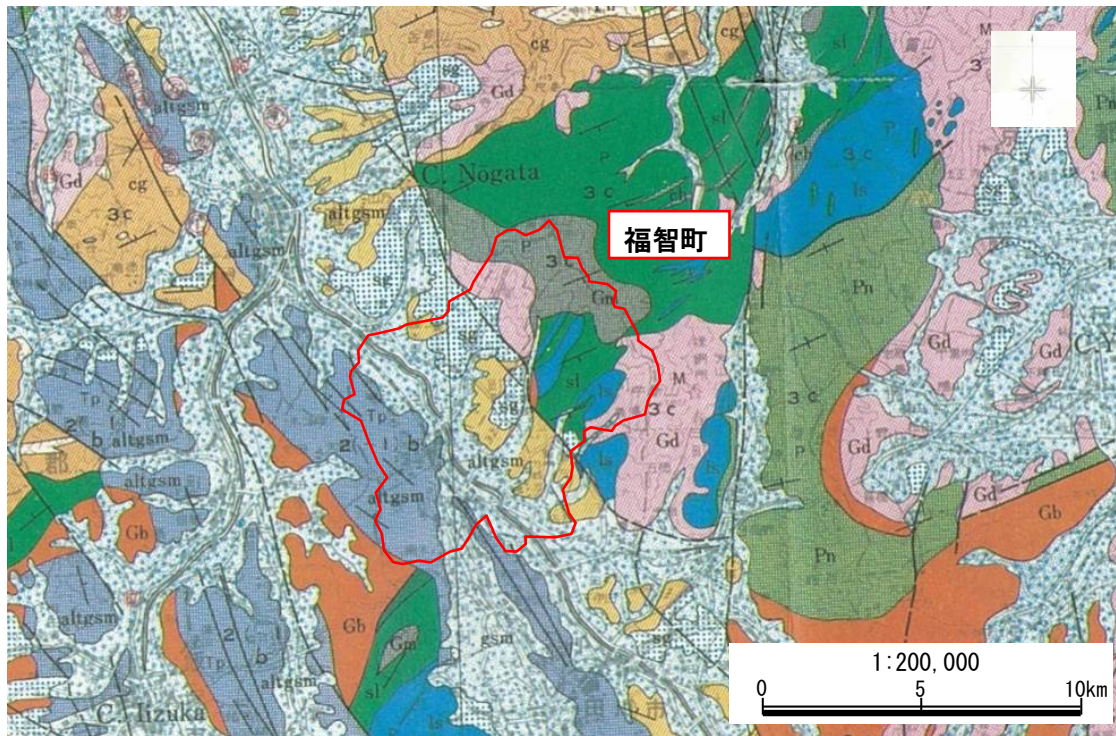
本町の東側は、福智山地からなる大起伏山地・中起伏山地から形成され、中央部は田川盆地を構成する彦山川低地、中元寺川段丘からなる三角洲性低地や砂礫台地が広がっている。彦山川と遠賀川に挟まれた西側は、筑豊南部丘陵が形成されている。

## 5 地 質

福智山地は、深成岩である変斑れい岩、花崗閃緑岩を主体に、一部に固結堆積物の粘板岩・砂岩、石灰岩等が分布しており、このうち花崗岩は風化しやすく、非常にもろく崩れやすい真砂土となる。中央部の低地は、新生代第四紀の未固結堆積物である砂・礫等の沖積層が広がっており、一部に砂岩・礫岩等からなる固結堆積物が分布する。西側の丘陵部は、砂岩・礫岩等からなる固結堆積物が広く分布する。

本町内には、福智山山麓に活断層である福智山断層があり、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月 福岡県)では、この福智山断層と東部に位置する小倉東断層、西部に位置する西山断層等に着目した地震想定がなされている。

■表層地質図



(資料:「土地分類図(福岡県)」国土庁土地局)

## 第2 社会的条件

### 1 人口

本町の人口、世帯数（平成26年1月1日現在）は、24,452人、11,246世帯である。人口は、昭和60年の27,231人をピークに減少傾向を示しているのに対し、世帯数は核家族化の進行及び一人暮らし世帯の増加により増加傾向を示している。

65歳以上の老年人口は、全体の27.5%を占め、高齢社会であることを示しており、今後も高齢化が進行すると予想される。

#### ■福智町の人口

平成26年1月1日現在

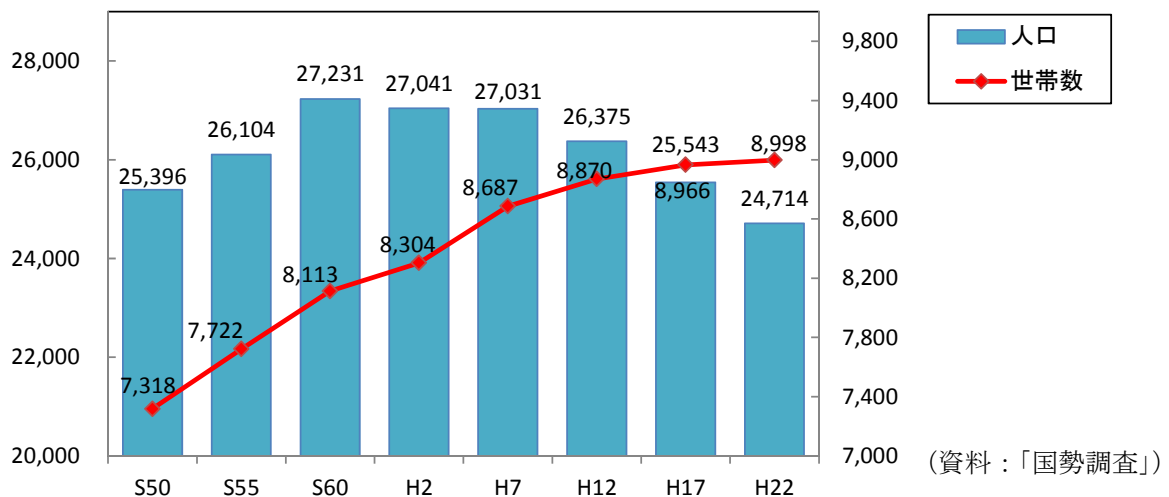
|      |   |
|------|---|
| 人口   | 24,452人（男11,560人 女12,892人）<br>（年少人口割合12.9%、生産年齢人口割合58.0%、老年人口割合27.5%） |
| 世帯数  | 11,246世帯  |
| 高齢化率 | 27.5%   |

（資料：「住民基本台帳」）

#### ■福智町の人口推移

（人口）

（世帯）



### 2 土地利用の状況、変遷

本町の民有地面積は、平成23年当初で宅地が4,229km<sup>2</sup>（17.7%）、田、畑の農地が8,641km<sup>2</sup>（36.1%）、山林・原野が10,082km<sup>2</sup>（42.1%）、雑種地・その他が0,992km<sup>2</sup>（4.1%）となっている。

昭和60年からの推移では、宅地や山林・原野の増加傾向に対し、農地は減少傾向を示している。

#### ■土地利用変遷の状況

| 土地利用    | 昭和60年                |        | 平成10年                |        | 平成23年                |        |
|---------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|
|         | 面積(km <sup>2</sup> ) | 構成比(%) | 面積(km <sup>2</sup> ) | 構成比(%) | 面積(km <sup>2</sup> ) | 構成比(%) |
| 田       | 8,033                | 40.2   | 7,661                | 38.6   | 7,379                | 30.8   |
| 畑       | 1,691                | 8.5    | 1,336                | 6.7    | 1,262                | 5.3    |
| 宅地      | 3,082                | 15.4   | 3,939                | 19.9   | 4,229                | 17.7   |
| 山林・原野   | 6,248                | 31.3   | 5,858                | 29.5   | 10,082               | 42.1   |
| 雑種地・その他 | 0,910                | 4.6    | 1,048                | 5.3    | 0,992                | 4.1    |
| 合計      | 19,964               | 100.0  | 19,842               | 100.0  | 23,944               | 100.0  |

（資料：「統計年鑑」福岡県）

## 第4節 災害危険性

本町における風水害及び地震の災害危険性等について、福岡県地域防災計画、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）等に基づき、以下の概要のとおり検討を行った。

### 第1 災害履歴

#### 1 風水害

本町における主な気象災害といえば台風、梅雨前線及び突風などによる被害が挙げられる。台風がもたらす大雨による被害は、産炭地の特色である鉱害による土地の陥落により、道路・田等の冠水被害がひどく、梅雨期、台風シーズンには常に起こっているのが実態である。

本町における昭和時代以降の風水害としては、昭和28年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった風水害である。

最近の災害では、平成21年7月の中国・九州北部豪雨災害で死者1人、住家被害30棟、がけ崩れ70箇所等の被害が発生している。

#### ■福智町の風水害

| 年月日                  | 被害状況   |
|----------------------|--|
| 昭和5年7月18日            | 九州大暴風雨、北部九州は被害甚大、福岡県の死者22人、住宅全壊2,055戸、半壊4,200戸、送電停止のため筑豊方面の採炭中止            |
| 昭和7年7月7日             | 豪雨、田川の浸水300戸   |
| 昭和10年6月27日<br>～7月2日  | 豪雨のため各地で出水、田川郡下で死者9人、家屋全壊48戸   |
| 昭和13年6月              | 豪雨、彦山川・中元寺川氾濫  |
| 昭和28年6月25日<br>～6月29日 | 梅雨前線の停滞のため九州北部に豪雨、5日間降雨量は田川市で535.1mm、遠賀川流域で死傷者231人（うち死者20人）                |
| 昭和29年7月30日           | 筑豊を中心に北部九州は梅雨豪雨、田川で降雨量240mm、中元寺川、穂波川、庄内川などが決壊、筑豊8町村に災害救助法を発動               |
| 昭和30年9月30日           | 台風22号、筑豊最大風速29.1m/s、田川署管内家屋全壊15戸、死者4人、重傷者3人                                |
| 昭和43年2月15日           | 北部九州で豪雨、筑豊で死傷者5人   |
| 平成21年7月24日<br>～7月26日 | 中国・九州北部豪雨災害、福智町で死者1人、軽傷者1人、全壊2棟、床上浸水9棟、床下浸水19棟、道路損壊15箇所、道路冠水12箇所、がけ崩れ70箇所等 |

（資料：福智町資料他）

## 2 地震災害

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本町は、震度4（最大）で人的被害、建物被害等はなかった。

また、福岡県では福岡管区気象台での有感地震記録によれば、1904年の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震の2度であり、また、震度4（1941年、1996年日向灘、1968年の愛媛県西方沖、1991年周防灘）は4回経験している。

福智町で震度4以上を観測したのは、2005年の福岡県西方沖地震の1回である。

### ■福智町における震度別地震回数表

| 震 度        | 1  | 2 | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | 合計 |
|------------|----|---|---|---|----|----|----|----|---|----|
| 1926～1995年 | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 1996年      | 2  | 1 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 3  |
| 1997年      | 0  | 1 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 1998年      | 0  | 1 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 1999年      | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 2000年      | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 2001年      | 0  | 1 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 2002年      | 2  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 2  |
| 2003年      | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 2004年      | 1  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 2005年      | 13 | 6 | 1 | 1 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 21 |
| 2006年      | 3  | 3 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 6  |
| 2007年      | 3  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 3  |
| 2008年      | 1  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 2009年      | 2  | 1 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 3  |
| 2010年      | 2  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 2  |
| 2011年      | 3  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 3  |
| 2012年      | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 2013年      | 0  | 0 | 0 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 2014年      | 3  | 0 | 1 | 0 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0 | 4  |

注) 1996年9月以前の5,6は5弱,6弱としている。

(資料:「気象庁震度データベース」(1926年～2014年9月30日) 気象庁)

■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

| 市町村名       | 人的被害     |          |          |          | 住家(住居)   |          |          | その他               |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------|
|            |          |          |          |          | 全壊       | 半壊       | 一部損壊     |                   |
|            | 死者       | 負傷者      |          | 棟        | 棟        | 棟        |          |                   |
| 重傷         |          | 軽傷       |          |          |          |          |          |                   |
| 北九州市       | 0        | 3        | 0        | 3        | 0        | 0        | 5        | 震度：4、非住家被害（公共建物）9 |
| 福岡市        | 1        | 1,038    | 163      | 875      | 141      | 323      | 4,756    | 震度：6弱             |
| 飯塚市        | 0        | 2        | 0        | 2        | 0        | 0        | 79       | 震度：5強             |
| 嘉麻市        | 0        | 4        | 1        | 3        | 0        | 0        | 15       | 震度：5強             |
| 田川市        | 0        | 3        | 0        | 3        | 0        | 0        | 1        | 震度：4              |
| <b>福智町</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>0</b> | <b>震度：4</b>       |
| その他        | 0        | 136      | 33       | 103      | 2        | 29       | 4,329    |                   |
| 計          | 1        | 1,186    | 197      | 989      | 143      | 352      | 9,185    |                   |

(資料：「福岡県西方沖を震源とする地震（確定報）」消防庁（H21.6.12）、福岡県資料）

3 林野火災

近年の火災状況では、通常の出火で集落が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、年に数件程度の建物火災が発生している。

また、林野火災については、平成23年に5aが焼損しているが、その他の年次では林野火災の発生件数はわずかである。

■福智町の火災発生状況

| 年次    | 出火件数 |    |    |    |     | 爆発 | 焼損面積                |       |
|-------|------|----|----|----|-----|----|---------------------|-------|
|       | 合計   | 建物 | 林野 | 車両 | その他 |    | 建物(m <sup>2</sup> ) | 林野(a) |
| 平成21年 | 20   | 7  | 2  | 3  | 8   | 0  | 864                 | 3     |
| 平成22年 | 13   | 7  | 0  | 2  | 4   | 0  | 743                 | 0     |
| 平成23年 | 20   | 9  | 1  | 0  | 10  | 0  | 659                 | 5     |
| 平成24年 | 12   | 4  | 0  | 0  | 8   | 0  | 211                 | 0     |
| 平成25年 | 11   | 5  | 0  | 2  | 4   | 0  | 114                 | 0     |

(資料：「火災・救急・救助統計」田川地区消防本部)

## 第2 災害危険性

### 1 風水害

本町において風水害を受ける可能性がある箇所は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）等によれば、次のとおりである。

#### ■福智町が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

| 災害形態     | 危険区域・箇所                | 箇所数   |
|----------|------------------------|-------|
| 水 害      | 重要水防箇所【県知事管理区間】(河川)    | 2箇所   |
|          | 〃 【国土交通大臣管理区間】(A：堤防)   | 1箇所   |
|          | 〃 【 〃 】(B：堤防)          | 14箇所  |
|          | 重要水防構造物【国土交通大臣管理区間】(A) | 6箇所   |
|          | 〃 【 〃 】(B)             | 5箇所   |
|          | 災害危険河川区域【県知事管理区間】      | 16箇所  |
|          | 水害危険箇所合計               | 44箇所  |
| 土 砂 災 害  | 土砂災害(特別)警戒区域 土石流       | 14箇所  |
|          | 〃 うち土砂災害特別警戒区域         | 13箇所  |
|          | 土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊   | 99箇所  |
|          | 〃 うち土砂災害特別警戒区域         | 86箇所  |
|          | 土砂災害(特別)警戒区域 地すべり      | 2箇所   |
|          | 土砂災害危険箇所合計             | 214箇所 |
| 山 地 災 害  | 山腹崩壊危険地区(民有林)          | 30箇所  |
|          | 崩壊土砂流出危険地区(民有林)        | 13箇所  |
|          | 地すべり危険地区(民有林)          | 1箇所   |
|          | 山地災害危険箇所合計             | 44箇所  |
| 水害、土砂災害等 | 道路危険箇所                 | 29箇所  |
|          | 水害、土砂災害等危険箇所合計         | 29箇所  |
| 合 計      |                        | 331箇所 |

(資料：「福岡県地域防災計画(資料編)」(平成26年3月27日)福岡県)

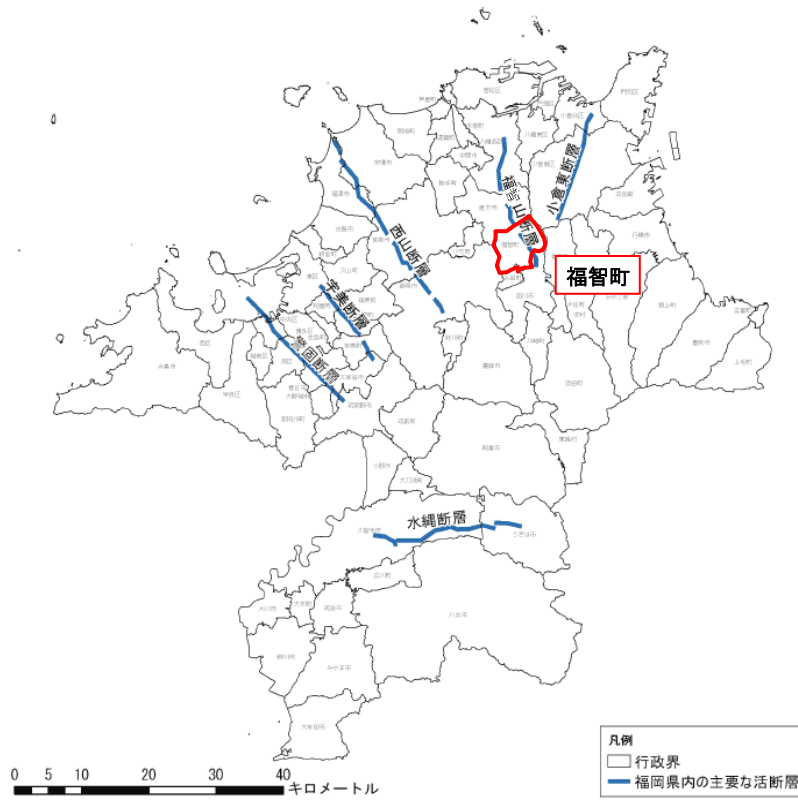
### 2 地震災害

福智町に関する地震災害として、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)では、福岡県の代表的活断層(小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の4つの断層)が存在する地域でマグニチュード6.9～7.3クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、M6.9、深さ10kmの地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。

このうち、本町に大きな影響を及ぼすのは、小倉東断層、西山断層及び基盤地震動一定における地震であり、建物被害や人的被害が予測されている。



■福岡県内の想定地震の震源断層分布図



(資料：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)福岡県)

## ■福智町の地震被害想定結果

| 区 分                        |               | 小倉東断層<br>北東部 | 西山断層<br>北西部 | 警固断層<br>南東部 | 水縄断層<br>中央部 | 基盤地震動<br>一定 |
|----------------------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 地震の規模(M:マグニチュード)           |               | 6.9          | 7.3         | 7.2         | 7.2         | 6.9         |
| 震源の深さ                      |               | 2~10.5km     | 2~17km      | 2~17km      | 2~17km      | 10km        |
| 最大震度                       |               | 6強           | 6強          | 6弱          | 5強          | 6強          |
| 液状化危険度(最大)                 |               | 高い           | 高い          | 低い          | 低い          | 高い          |
| 崩斜<br>壊面                   | 危険度A斜面数       | 5            | 5           | 0           | 0           | 5           |
|                            | 被災棟数          | 0            | 1           | 0           | 0           | 0           |
| 被害<br>地震<br>火災             | 全出火件数         | 0            | 1           | 0           | 0           | 1           |
|                            | 炎上出火件数        | 0            | 1           | 0           | 0           | 0           |
|                            | 消火件数          | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                            | 焼失棟数          | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 建物<br>被害<br>棟数             | 全壊・木造棟数       | 52           | 97          | 0           | 0           | 67          |
|                            | 大破・非木造棟数      | 2            | 4           | 0           | 0           | 4           |
|                            | 全壊・大破 棟数計     | 54           | 101         | 0           | 0           | 71          |
|                            | 半壊・木造棟数       | 78           | 122         | 6           | 1           | 98          |
|                            | 中破・非木造棟数      | 4            | 6           | 0           | 0           | 4           |
|                            | 半壊・中破 棟数計     | 82           | 128         | 6           | 1           | 102         |
|                            | 全・半壊、大・中破 棟数計 | 136          | 229         | 6           | 1           | 173         |
| ライ<br>フ<br>ライン<br>被害<br>箇所 | 上水道管(箇所)      | 84           | 129         | 9           | 3           | 107         |
|                            | 下水道管(箇所)      | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                            | 都市ガス管(箇所)     | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                            | 電力(電柱)(本)     | 2            | 3           | 0           | 0           | 2           |
|                            | 電話(電話柱)(本)    | 1            | 2           | 0           | 0           | 2           |
| 人的<br>被害<br>人数             | 死者            | 3            | 7           | 0           | 0           | 4           |
|                            | 負傷者           | 219          | 319         | 0           | 0           | 258         |
|                            | 要救出現場数        | 22           | 40          | 0           | 0           | 28          |
|                            | 要救出者数         | 20           | 37          | 0           | 0           | 25          |
|                            | 要後方医療搬送者数     | 22           | 32          | 0           | 0           | 26          |
|                            | 避難者数          | 114          | 214         | 0           | 0           | 150         |
| 生活<br>支<br>障               | 住居制約世帯数       | 8,249        | 11,199      | 882         | 294         | 10,492      |
|                            | 食糧・飲料水制約世帯数   | 8,233        | 11,199      | 882         | 294         | 10,487      |
|                            | 電気制約世帯数       | 0            | 1,015       | 0           | 0           | 0           |
|                            | 情報通信制約回線数     | 0            | 68          | 0           | 0           | 68          |
|                            | 教育制約施設数       | 0            | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                            | エレベーター閉じ込め者数  | 17           | 28          | 6           | 11          | 17          |
|                            | 帰宅困難者数        | 1,737        | 1,737       | 1,737       | 1,737       | 1,737       |

(資料:「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)福岡県)

注) 福智山断層に関しては、被害想定が行われていない。

### 第3 想定する災害

本計画は、本町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本町で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

#### ■想定災害

##### 1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
- 豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害

##### 2. 地震災害

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 液状化による災害

##### 3. 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事等における事故
- その他

##### 4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

##### 5. 林野火災

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等

##### 6. 放射線・原子力災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

##### 7. 鉱山災害

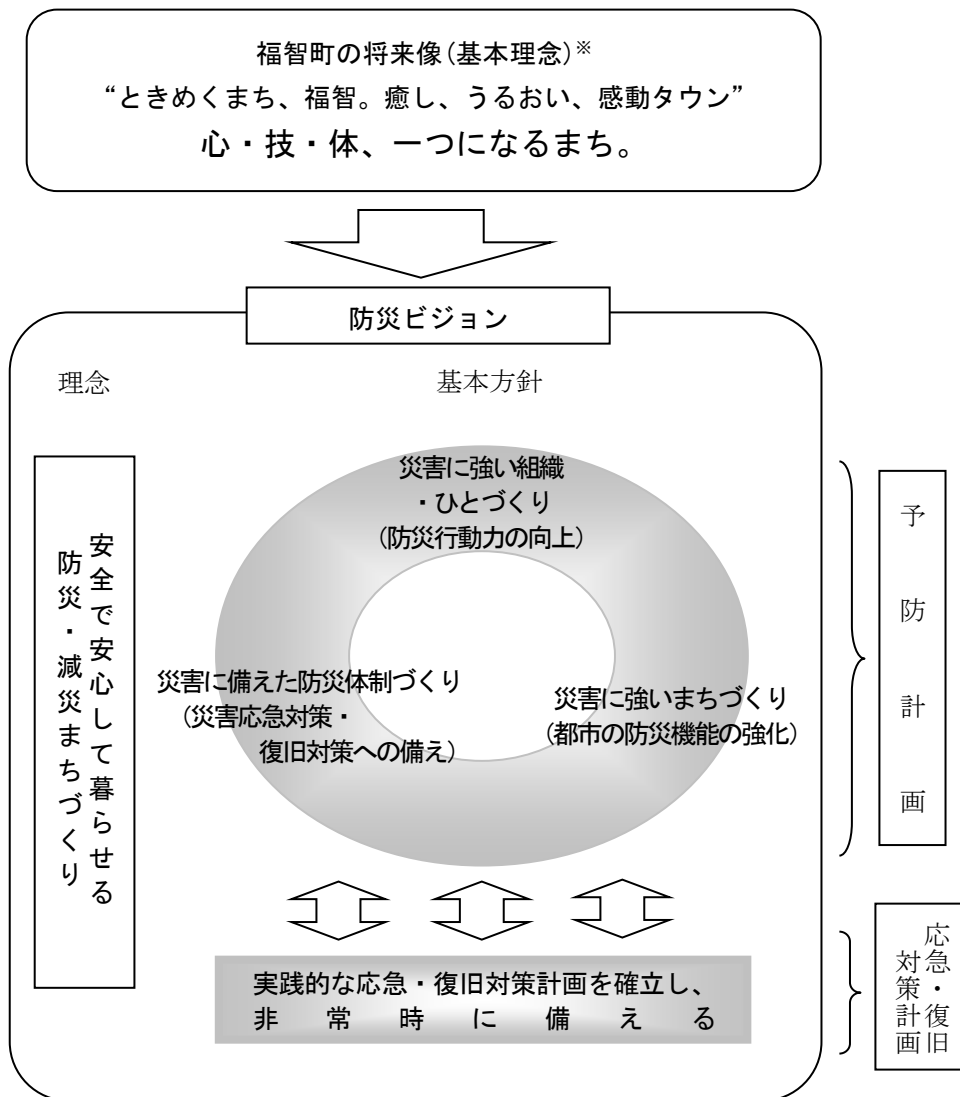
- 地表の変動（沈下、傾斜など）、地下水の変化
- ボタ山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 防災ビジョン

本町の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせる防災・減災まちづくり」を理念とし、町民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害に強い福智町を創り上げるため、次の4つを基本方針として掲げる。

#### ■防災ビジョン



(資料：「福智町まちづくり計画（総合計画）」（平成19年9月）福智町）

## 第2 基本目標

町民の生命及び財産の安全を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のように定める。

### ■基本目標（災害予防計画）

| 方針         | 災害予防計画               | 基本目標   |
|------------|----------------------|--|
| 防災行動力の向上   | 第1節<br>災害に強い組織・ひとづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民一人ひとりが、自らの安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、町及び関係機関の職員が、防災の知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるよう体制を構築する。</li> <li>○ 町民一人ひとりに家庭、職場、運転時における心得るべき措置の啓発を行う。</li> <li>○ 大規模災害に備え、男女共同参画のもとで全町民が積極的に防災に対処しながら、避難所生活等における2次的苦痛を防止するための組織づくりを行う等、ひとづくり活動を推進する。</li> <li>○ 混乱期における被害の軽減及び要配慮者・避難行動要支援者等の救援を、地域の助け合いによりカバーできるように、普段からの防災意識を高めるとともに、自主防災組織、事業所や団体を育成・支援する。</li> <li>○ 町、関係機関、事業所、団体、町民等が、臨機応変に対処できるよう、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。</li> <li>○ 学校における児童・生徒に対する防災教育を実施する。</li> <li>○ 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア活動の普及啓発、ボランティアリーダー等の育成、災害ボランティアの受入れ体制の整備等を図る。</li> </ul> |
| 都市の防災機能の強化 | 第2節<br>災害に強いまちづくり    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。</li> <li>○ 災害発生時に危険性のあるブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。</li> <li>○ 道路、橋梁、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。</li> <li>○ 河川施設の安全性の点検・強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちづくりを推進する。</li> <li>○ がけ崩れや液状化が発生する危険のある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。</li> <li>○ 適切な緊急避難場所・避難所等を選定、確保し、その安全性の強化を図る。</li> <li>○ 原子力災害関連情報の収集や適切な情報伝達手段の整備、放射能等に関する正しい知識の普及啓発、広域的避難者の受入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。</li> </ul>   |

| 方針              | 災害予防計画               | 基本目標   |
|-----------------|----------------------|--|
| 災害応急対策・復旧対策への備え | 第3節<br>災害に備えた防災体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様・多重な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用を図る。</li> <li>○ 速やかな協力体制が得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を結ぶ。</li> <li>○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制の強化を図る。</li> <li>○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導・支援し、要配慮者・避難行動要支援者等の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。</li> <li>○ 食糧、生活必需品、資機材等の備蓄基本計画を作成する。</li> </ul> |

■基本目標（災害応急対策計画）

| 方針                        | 災害応急対策計画             | 基本目標  |
|---------------------------|----------------------|---|
| 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える | 第1節<br>応急活動体制        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を迅速に立ち上げる。</li> <li>○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動体制により対応する。</li> </ul>   |
|                           | 第2節<br>情報等の収集伝達、災害警戒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。</li> <li>○ 町民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関への伝達を行う。</li> <li>○ 多様・多重な情報伝達手段を確保する。</li> </ul>   |
|                           | 第3節<br>被害情報等の収集伝達    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。</li> <li>○ 町域の全地区について、被害の全体像を把握する。</li> <li>○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、町民等への伝達を行う。</li> <li>○ 多様・多重な情報伝達手段を確保する。</li> <li>○ 迅速な町民の安否確認や支援情報の提供に向けた体制を整える。</li> </ul>   |
|                           | 第4節<br>災害広報・広聴活動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正確な情報を伝え、二次的被害や混乱、風評被害等を防止する。</li> <li>○ 情報の空白地域・時間を解消する。</li> <li>○ 被災者からの相談受付広報サービスを行う。</li> </ul>   |
|                           | 第5節<br>応援要請・受け入れ     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県・自衛隊・民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。</li> <li>○ 災害ボランティア等の受け入れ体制の整備や活動支援を行う。</li> </ul>   |
|                           | 第6節<br>災害救助法の適用      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の確立を図る。</li> </ul>  |
|                           | 第7節<br>救急・救助・消防活動    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、町、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を行う。</li> <li>○ クラッシュ症候群<sup>※</sup>等に対処するため、町、消防本部・消防団・関係機関・団体、町民等が協カし、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。</li> <li>○ 行方不明となった町民の迅速な把握及び捜索を行う。</li> <li>※ クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。</li> </ul> |
|                           | 第8節<br>医療・救護活動       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から医療救護サービスが実施できるよう、医療救護チーム、救護所、医療資機材等を迅速に確保する。</li> <li>○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>○ 避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。</li> </ul>  |

| 方針                        | 災害応急対策計画         | 基本目標  |
|---------------------------|------------------|---|
| 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える | 第8節<br>医療・救護活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後から医療救護サービスが実施できるよう、医療救護チーム、救護所、医療資機材等を迅速に確保する。</li> <li>○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。</li> <li>○ 避難所及び在宅の被災者への継続的な医療救護サービスやメンタルヘルスケアを供給する。</li> </ul>  |
|                           | 第9節<br>交通対策・緊急輸送 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、町・警察・その他道路管理者等が連携して、迅速に緊急活動用の道路を確保する。</li> <li>○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、町及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。</li> </ul>   |
|                           | 第10節<br>避難対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、町民及び外来者等を安全に避難させる。</li> <li>○ 災害発生直後から緊急避難場所・避難所を開設し、避難所の運営は自主防災組織等の自主運営に移行させる。また、必要に応じて広域的避難者の受け入れを行う。</li> <li>○ 要配慮者等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。</li> <li>○ 避難所等における女性や子育て家庭等、生活者の多様なニーズ、保健衛生への配慮を行う。</li> </ul> |
|                           | 第11節<br>要配慮者等対策  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等の要配慮者や帰宅困難者等に対し、自主防災組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。</li> <li>○ 避難所、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。また、相談の受付や適切な広報活動等により、避難所における要配慮者等の不安の解消を図る。</li> <li>○ 旅行者・帰宅困難者に対し、交通その他必要な情報提供を行うとともに、一時的な休息・宿泊場所を提供するなどの支援を行う。</li> </ul>                  |
|                           | 第12節<br>生活救援活動   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。</li> <li>○ ライフラインの復旧や住宅再建により被災者が自活できるようになるまでの間、飲料水・食品・生活必需品等の供給を行う。</li> </ul>  |
|                           | 第13節<br>住宅対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 余震等による建物の危険防止、迅速な建物応急危険度判定等を実施し、仮設住宅の建設等、住宅供給体制を早期に確保する。</li> <li>○ 仮設住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。</li> </ul>   |



| 方針                        | 災害応急対策計画                     | 基本目標   |
|---------------------------|------------------------------|--|
| 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える | 第14節<br>防疫・清掃活動              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生後の感染症・食中毒・その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。</li> <li>○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、避難所等における集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。</li> <li>○ 適切な死亡蓄獣の処理、愛護動物（ペット）等の保護、収容を行う。</li> </ul> |
|                           | 第15節<br>遺体の処理・埋葬             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資機材、遺体安置所等を適正に確保する。</li> </ul>  |
|                           | 第16節<br>文教対策                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の避難所の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。</li> <li>○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。</li> <li>○ 文化財の所有者・管理者に対し、災害により文化財に被害が発生した場合の対応を周知し、文化財の保護を図る。</li> </ul>                   |
|                           | 第17節<br>公共施設等の応急対策           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。</li> <li>○ 公共土木施設、社会教育施設、その他町の公共施設の被害による機能停止や低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を図る。</li> <li>○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。</li> </ul>      |
|                           | 第18節<br>(第4章のみ)<br>二次災害の防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震に伴う二次災害を防止するため、危険箇所の調査及び安全対策を進めるとともに、二次災害の危険箇所について、町民への広報活動を行う。</li> </ul>  |
|                           | 第18節<br>(第4章：第19節)<br>災害警備   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察と協力し、町・事業所・団体・町民等が連携して、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。</li> </ul>  |
|                           | 【第5章】<br>大規模事故等応急対策          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模事故、危険物等、放射線、林野火災などへの災害対策について、関係機関等と連携しつつ、発生の防止と発生した場合の被害の軽減を図る。</li> <li>○ 原子力災害が派生した場合の対応体制の構築、情報の収集・伝達活動や町民からの問い合わせへの対応、並びに広域的避難者の受入れ体制の整備など、未経験の原子力災害に備える。</li> </ul>     |

## ■基本目標（災害復旧復興計画）

| 方針                        | 災害復旧復興計画             | 基本目標  |
|---------------------------|----------------------|---|
| 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える | 第1節<br>災害復旧事業        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災施設の復旧にあたっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。</li> <li>○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。</li> <li>○ 汚染物質の適切な除染や町民からの放射線被ばくへの不安等に関する相談への対応など、原子力災害からの復旧に備える。</li> </ul>               |
|                           | 第2節<br>被災者等の生活再建等の支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。</li> </ul>   |
|                           | 第3節<br>地域復興の支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独力での再建が困難な町民・中小企業・農家等に対して、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。</li> </ul>   |
|                           | 第4節<br>災害復興計画        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。</li> <li>○ 行政、町民、企業、団体等多様な行動主体と協働して復興を進めていくための復興計画づくりの体制や仕組みを整える。</li> <li>○ 関係する機関等との調整及び町民との合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。</li> </ul> |